

指定障がい者在宅サービス 紅い華 運営規程

(株)紅い華ヘルパーステーション

指定障害がい者在宅サービス 紅い華 運営規程

第1章 事業の目的

(事業の目的)

- 第1条 指定障害がい者在宅サービス紅い華（以下「事業者」という。）が運営する指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。
- 2 指定重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由者、又は重度の知的障害者若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて、常時介護を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。
- 3 移動支援の事業は移動に有する利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報を提供すると共に移動の援護その他の便宜を適正かつ効果的に行う事を目的とする。

第2章 運営の方針及び虐待防止のための措置

(指定居宅介護等の基本取扱方針)

- 第2条 事業者は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に指定居宅介護及び指定重度訪問介護（以下、「指定居宅介護等」という。）を提供するものとする。
- 2 事業者は、その提供する指定居宅介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(指定居宅介護等の具体的取扱方針)

- 第3条 事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。
- 2 事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 3 事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- 4 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努

め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。

(提供拒否の禁止)

第4条 事業者は、正当な理由なく指定居宅介護等の提供を拒んではない。

(心身の状況等の把握)

第5条 事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携)

第6条 事業者は、指定居宅介護等を提供するに当たっては、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

- 2 事業者は、指定居宅介護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第7条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- (5) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置
- (6) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果について従業者への周知徹底
- (7) 虐待防止等の適正化のための指針を整備する。
- (8) 従業者に対し、虐待防止等の適正化のための研修を定期的(年1回以上)に実施する。
- (9) 前8項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第3章 事業所の名称及び所在地

(事業所の名称及び所在地)

第8条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 指定障がい者在宅サービス紅い華
- (2) 所在地 熊本県熊本市南区元三町二丁目9番22号

第4章 従業者の職種、員数及び職務内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第9条 事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、従業者に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

ア) 本規程第7条第1項第1号の「人権擁護、虐待防止等責任者」を兼ね利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置を講ずる。

(2) サービス提供責任者 2名以上

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するほか、指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。また、居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じ当該居宅介護計画の変更を行う。

(3) 従業者 5名以上

従業者は、居宅介護計画に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

第5章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第10条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日は、月曜日から土曜日とする。12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間は、営業日の9時から18時までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6章 指定居宅介護等の内容及び利用者から受領する費用の額

(指定居宅介護等の内容)

第11条 事業所で行う指定居宅介護等の内容は次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画

(2) 身体介護

(3) 家事援助

(4) 生活等に関する相談及び助言

(5) 重度訪問介護

(6) 移動支援

(利用者から受領する費用の額)

第12条 事業者は、指定居宅介護等を提供した際は、利用者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支

援する為の法律第 29 条第 3 項に規定する介護給付費の額の支払いを受けるものとする。

- 3 事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護等を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。当該交通費は、公共交通機関を使用した場合は実費を、また、自動車を使用した場合は、片道 1 km 当たり 10 円の支払いを受けるものとする。
- 4 事業者は、前 3 項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付するものとする。
- 5 事業者は、第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 6 事業者は、厚生労働大臣が定める社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度に基づき、第 1 項に定める利用負担額を減額することができるものとする。

第 7 章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第 13 条 通常の事業の実施地域は、熊本市全域・宇城市・宇土市とする。

第 8 章 緊急時における対応方法

(緊急時等における対応方法)

第 14 条 従業者は、現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第 9 章 その他運営に関する重要事項

(苦情解決)

第 15 条 事業者は、その提供した指定居宅介護等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、その提供した指定居宅介護等に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律は法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにてできる限り協力するものとする。

(勤務体制の確保)

第 16 条 事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護等を提供できるよう、事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業員によって指定居宅介護等を提供するものとする。
- 3 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(秘密の保持)

第 17 条 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくものとする。

(記録の整備)

第 18 条 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 事業者は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、完結の日から 5 年間保存するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第 19 条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 1 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 2 事業者は、身体拘束等を行った場合は、市町村並びに相談支援事業所、当該利用者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該利用者に対して身体拘束等を行う緊急の必要が生じる可能性が高い場合であって、あらかじめ当該利用者、その家族等に対してその旨及びその際に行う身体拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 4 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 5 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(年 1 回以上)に実施する。
- 6 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画)

第 20 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 1 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を定期的(年 1 回以上)に実施する。
- 2 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画書の変更を行う。

（感染症の発生及びまん延防止）

第 21 条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、措置を講ずるものとする。

- 1 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、概ね 6 月に 1 回以上開催しその結果については、従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的(年 1 回以上)に実施する。
- 4 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（ハラスメント）

第 22 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

- ① 利用者又は職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ② 利用者又は職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③ 利用者又は職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な いやがらせ行為）

（掲示）

第 23 条 事業所は、運営規定の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができるものとする。

（その他）

第 23 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、(株)紅い華ヘルパーステーションと事業者との協議に基づいて定める。

附則 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2 第 1 条第 2 項並びに第 15 条第 2 項は、平成 2 7 年 3 月 1 日から施行する。

附則 3 この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附則 4 第 7 条 6 項 7 項 8 項 9 項、第 9 条 1 項ア、第 19 条、第 22 条、第 23 条は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則 5 第 10 条 1 項営業日（国民の休日）削除、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附則 6 第 20 条、第 21 条は令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置期間、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則 7 第 13 条は令和 5 年 10 月 1 日施行する。

附則 8 この規程は令和 5 年 10 月 1 日施行する。

附則 9 この規程は令和 6 年 10 月 1 日施行する。